

令和6年度 福島市社会福祉審議会

第1回 地域福祉専門分科会

日 時：令和6年5月31日（金）
※10時からの全体会終了後
場 所：市民会館 301号室

次 第

1 開 会

2 分科会長の選任

3 職務代理者の指名

4 協議事項

（1）福島市地域福祉計画2026策定の概要について

（2）その他

5 閉 会

福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 名簿

No	団体名（推薦団体）等	役職	氏名	備考
1	福島学院大学	教 授	えんどう としみ 遠藤 寿海	
2	福島市民生児童委員会長連絡会	会 長	あべ まさお 安部 正夫	
3	福島市手をつなぐ親の会		すがの みちこ 菅野 美智子	
4	福島市町内会連合会	副会長	さとう まもる 佐藤 守	
5	福島市老人クラブ連合会	会長	すずき やすお 鈴木 泰雄	
6	福島市地域包括支援センター連絡協議会		たかはし くみこ 高橋 久美子	
7	福島市ボランティア連絡協議会	副会長	たけだ よしこ 武田 淑子	
8	福島商工会議所		たちばな ゆりこ 立花 由里子	
9	福島市学童クラブ連絡協議会	会長	やまだ かずえ 山田 和江	
10	学生代表		※調整中	

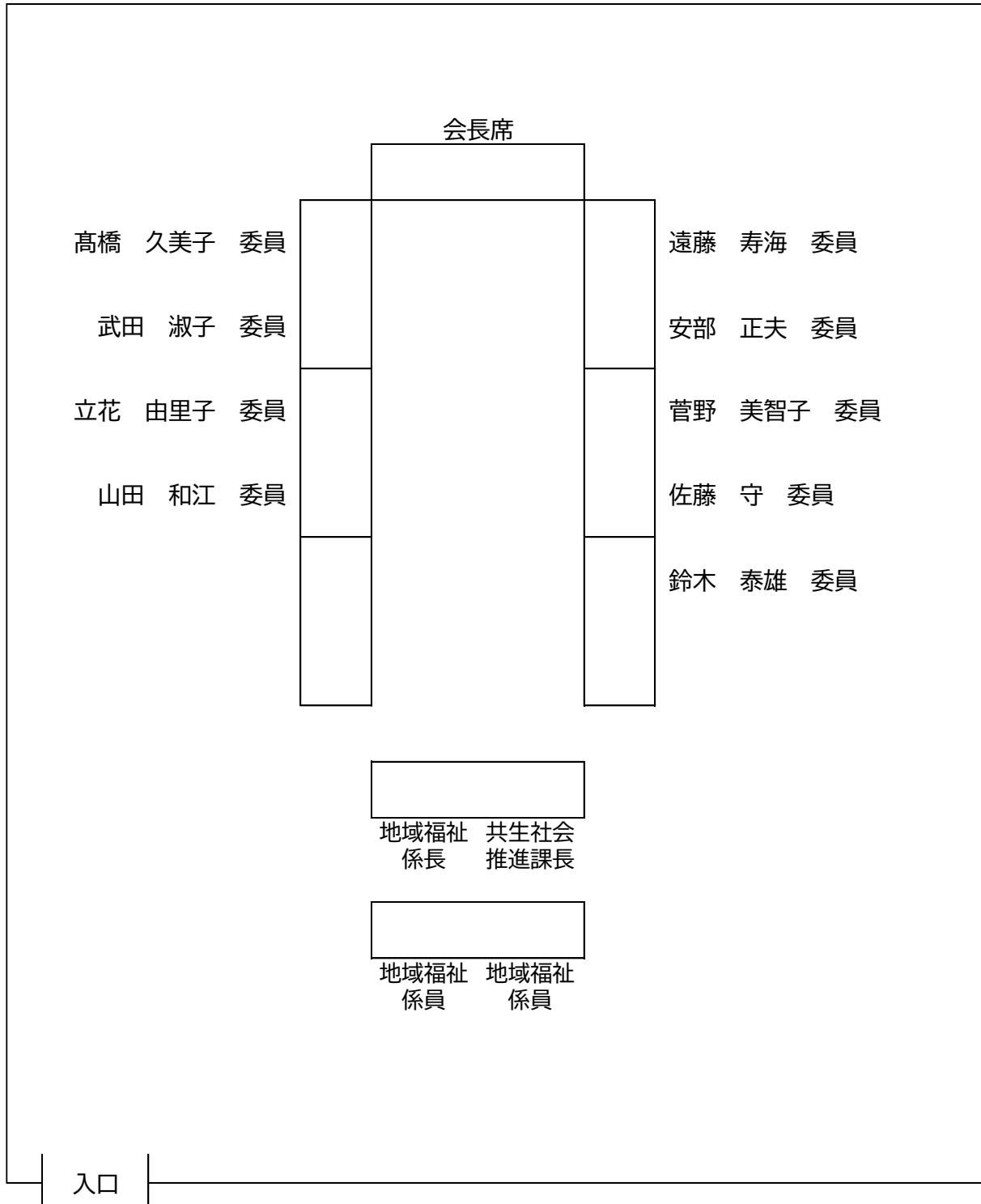
(敬称略 任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日)

【事務局】

No	部署名	役職	氏名
1	共生社会推進課	課長	中野 貴幸
2		課長補佐兼地域福祉係長	清野 博光
3		地域福祉係 主査	菊池 孝幸
4		地域福祉係 副主査	小関 真悟

令和6年度 第1回福島市地域福祉専門分科会 会場配置図

令和6年5月31日（金）
市民会館301号室



4 協議事項

(1) 福島市地域福祉計画2026策定の概要について

現行計画「福島市地域福祉計画2021」が、令和7年度で計画期間が満了することから、次期地域福祉計画を策定します。

① 目的

社会福祉法の基本理念の一つである地域共生社会実現のため、本市地域福祉の推進を図ることを目的に策定する、保健福祉分野における最上位の基本計画です。

新たな取り組みとして、これまでの制度・分野を超えて、ひきこもりやヤングケアラー、孤立・孤独問題などの新たな課題に対して、地域住民が地域課題解決に主体的に取り組む仕組みや、包括的な相談・支援体制を拡充し、地域共生社会の実現を目指します。

なお、本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定します。

② 計画期間

令和8年度～令和12年度（5か年）

③ 策定スケジュール

令和6年度～7年度の2か年（詳細はP4参照）

④ 組織

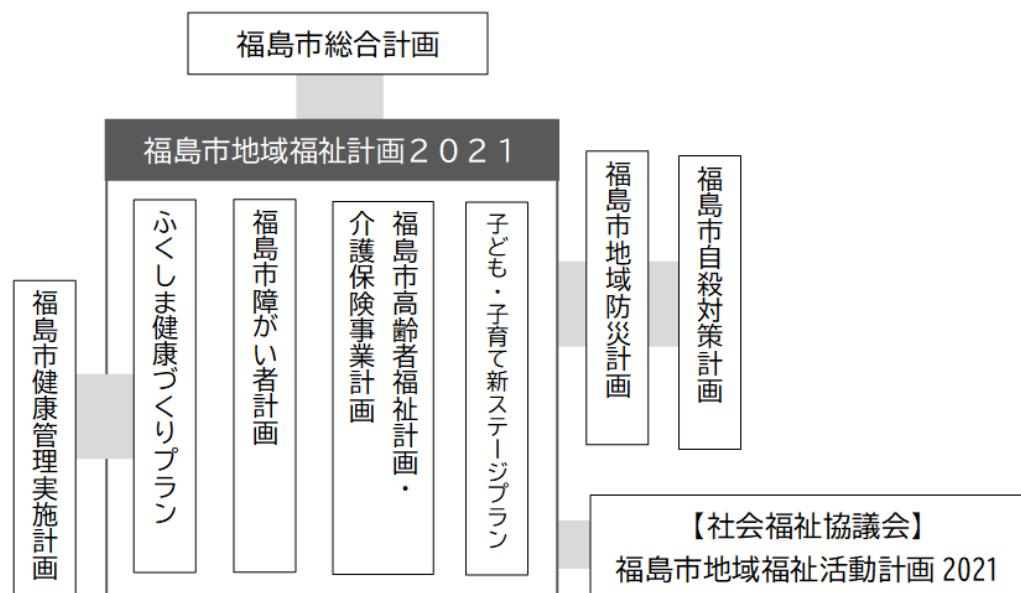
【府内組織】府内策定委員会（定例部長会）

幹事会（次長等連絡調整会議）

府内ワーキンググループ（各計画担当者等）

【外部組織】福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

⑤ 現計画の位置づけ【参考】



地域福祉計画2026 策定スケジュール（案）

	R 6												R 7												R 8		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 庁内策定委員会																											
委員会（定例部長会）		●								●									●			●					
幹事会（次長等連絡調整会議）			●						●										●			●					
庁内ワーキンググループ			●																		●						
2 社会福祉審議会																											
全体会		●																						●			
地域福祉専門分科会		●			●	●	●							●		●	●	●									
3 計画策定																											
原案作成			●																				●				
アンケート調査及び分析					●	●	●																				
パブリックコメント																					●	●					
4 議会																											
常任委員協議会説明																									●		

新・
計画期間
開始

福島市社会福祉審議会条例

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき設置する福島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第二条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第七条第一項に規定する社会福祉に関する事項（同法第十二条第一項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

（任期等）

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第四条 法第十条の規定により、審議会に委員長を置くものとする。

- 2 委員長を補佐させるため、審議会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第三条第三項の規定により臨時委員を置いた場合における前二項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第六条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
 - (2) 障がい者福祉専門分科会
 - (3) 地域福祉専門分科会
 - (4) 高齢者福祉専門分科会
 - (5) 児童福祉専門分科会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
 - 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条第一項の規定に基づき委員長が指名する。
 - 4 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 5 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員に限る。第七項において同じ。）の互選によりこれを定める。
 - 6 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
 - 7 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
 - 8 前条第一項及び第三項から第五項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第五項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは「専門分科会に属する委員」と、同条第五項中「委員と」とあるのは「専門分科会に属する委員と」と読み替えるものとする。
 - 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

10 障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例（令和二年条例第十一号）第十四条第一項に規定する推進委員会の決議は、これをもって障がい者福祉専門分科会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（福島市子ども・子育て会議条例の廃止）

2 福島市子ども・子育て会議条例（平成二十五年条例第三十一号）は、廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和三十一年条例第二十三号）の一部改正（略）

（福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

4 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十五号）の一部改正（略）

（福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

5 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十七号）の一部改正（略）

附 則（令和二年三月三一日条例第一一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。